給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１６号
高知県土佐市北地919番地
再生債務者　田村　正司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年12月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年12月16日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１７号
高知県土佐市北地919番地
再生債務者　田村　美穂
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年12月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年12月16日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第３号
新潟県上越市五智６丁目１番２号プロムナード・ゴチA101
再生債務者　渡辺　勝博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年12月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年12月17日　新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（再ロ）第１３号
京都市伏見区醍醐大構町１番地１デルパ醍醐111号
再生債務者　菊井　忠信
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年12月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年12月17日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２２年（再ロ）第１３号
神戸市東灘区住吉宮町３丁目８番３号
再生債務者　大出　英毅
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年12月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年12月16日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第９号
佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島781番地１
再生債務者　重松　敦士
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年12月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年12月16日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（再ロ）第９号
秋田市雄和椿川字前椿岱44番地７
再生債務者　熊谷　博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年12月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年12月17日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（再ロ）第２９号
横浜市神奈川区六角橋６丁目29番５―602号
再生債務者　大江　孝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年12月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年12月17日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第４号
和歌山市美園町２丁目36番地
再生債務者　原　庄志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年12月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年12月17日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（再ロ）第５号
和歌山市美園町２丁目36番地
再生債務者　原　加奈子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年12月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年12月17日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（再ロ）第１６号
高知市春野町南ケ丘３丁目５番地12
再生債務者　江口　慎介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年12月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年12月17日
高知地方裁判所民事部個人再生係

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散したので、次のとおり公告します。
1．基金の名称　矢崎化工厚生年金基金
2．事務所の所在地　静岡県静岡市駿河区小鹿２―24―１
3．設立事業所の名称及び所在地　矢崎化工株式会社本社　静岡市駿河区小鹿２―24―１、美唄市、美唄工場　美唄市東６条北８丁目２―１、太田市、太田工場　太田市西矢嶋88、静岡市、静岡工場　静岡市駿河区小鹿２―24―１、静岡市、健康保険組合　静岡市駿河区小鹿２―24―１、犬山市、犬山工場　犬山市楽田鶴池48―２、高槻市、大阪工場　高槻市大塚町５―１―１
4．解散の理由　厚生年金保険法第145条第２項による。
5．解散認可年月日　平成22年12月15日
平成 22 年 12 月 28 日
静岡県静岡市駿河区小鹿２―24―１
矢崎化工厚生年金基金

厚生年金基金清算人就任公告

平成 22 年 12 月 28 日
矢崎化工厚生年金基金
当厚生年金基金は厚生年金保険法第145条第２項により解散しましたので、基金令第43条に基づき次のとおり公告します。
1．清算人氏名　大上　謙治
2．住所　静岡県静岡市駿河区小鹿２丁目24―１

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成 22 年 12 月 28 日　静岡県教育委員会
1　免許状の種類、授与権者、本籍地、氏名
⑴　小学校教諭１種免許状、沖縄県教育委員会、静岡県、水野　徹
⑵　中学校教諭１種免許状（国語）、静岡県教育委員会、静岡県、水野　徹
⑶　高等学校教諭１種免許状（国語）、静岡県教育委員会、静岡県、水野　徹
2　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社公告

合併公告
平成二十二年十二月十七日開催の甲の臨時株主総会並びに同日開催の乙の臨時株主総会において、左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することを決議したので、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年十一月十日
掲載頁　九十頁（号外第二三六号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十二年十二月二十八日
秋田県秋田市大町三丁目二番三〇号
（甲）株式会社アジマックス
代表取締役　佐藤　則夫
秋田県大館市字大町四一番地
（乙）有限会社三健レストランシステムズ
代表取締役　佐藤　則夫

合併公告
左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十二年十二月十七日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十二年十二月二十八日
山形県山形市緑町一丁目九番三〇号
（甲）財団法人山形県建設技術センター
理事長　鹿野　正人
山形県天童市大字大町字西原一九一五番地
（乙）財団法人山形県下水道公社
理事長　鹿野　正人